① 児童の保護者の「町民税所得割課税額」を合算し、保育料を決定します。ただし、父母の町民税所得割課税額が共に非課税の場合は、同一住所に居住する（曾）祖父母等（同一住所に居住していれば、住民基本台帳上で別世帯であっても算定対象）の税額により決定します。

また、保育料の算定に用いる町民税所得割課税額は、調整控除を適用し、その他の住宅借入金等特別税額控除や配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等は適用しない額となります。

② **認定区分**

保育の必要量や年齢に応じて「2 号認定」「3 号認定」の区分に認定します。

２号認定・・・	満３歳以上	保育所等で保育を必要とする児童
３号認定・・・	満３歳未満	保育所等で保育を必要とする児童

③ **保育の必要量**

２号認定・３号認定の保育必要量を保護者の就労時間の状況により、「保育標準時間」「保育短時間」の２種類に区分します。

※保育標準時間認定・・・父・母いずれも就労時間が月 120 時間以上の世帯
※保育短時間認定　・・・父・母あるいはどちらか一方の就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満の世帯
〈注〉父・母の就労時間は合算せず、個々に審査します

④ ４月分から８月分までの保育料は前年度の町民税額に基づいて算出し、９月分から翌年３月分までの保育料は当該年度の町民税額に基づいて算出します。（年度の途中で保育料の再判定を行います。）

令和９年度の保育所保育料（３号認定の児童）

４月分　～　８月分	**９月分　～　３月分**
前年度の町民税額に基づく保育料	**当年度の町民税額に基づく保育料**
※課税年度Ｒ８年度（Ｒ７年所得分）	**※課税年度Ｒ９年度（Ｒ８年所得分）**

３号認定を受けた児童の保育料

階層区分	定　義	３歳未満児（３号認定）	
		標準時間	短時間
第１	生活保護世帯	０円	０円
第２	町民税非課税世帯	０円	０円
第３	町民税所得割課税額 48,600 円未満	14,000 円	13,800 円
第４	町民税所得割課税額 97,000 円未満	22,000 円	21,600 円
第５	町民税所得割課税額 169,000 円未満	32,000 円	31,400 円
第６	町民税所得割課税額 301,000 円未満	43,000 円	42,200 円
第７	町民税所得割課税額 397,000 円未満	54,000 円	53,000 円
第８	町民税所得割課税額 397,000 円以上	67,000 円	65,700 円

⑤ 年度途中で３歳になった場合でも、年度末までは３歳児未満の保育料となります。
令和元年 10 月から３歳以上児は、保育料が無償化となりました。